

○菊池市簡易水道水源保護条例
平成2年9月20日
菊池市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条の規定に基づき、本市の水源中央簡易水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設であつて、本市の水源中央簡易水道に係る取水施設の周辺の地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
- (2) 水源保護区域 本市の水源中央簡易水道に係る水源及びその上流地域で、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が指定する区域をいう。
- (3) 対象事業 別表に掲げる事業をいう。
- (4) 規制対象事業場 対象事業を行う工場その他の事業場のうち、水道に係る水質を汚濁し、又は汚濁するおそれのある工場その他の事業場で、第8条第3項の規定により認定されたものをいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に係る施策を実施しなければならない。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(水源保護区域)

第6条 本市の水源保護区域は、水源中央簡易水道の原水の取入れに係る上流地域とする。

(規制対象事業場の設置の禁止)

第7条 何人も、水源保護区域内において、規制対象事業場を設置してはならない。

(事前の協議及び措置等)

第8条 水源保護区域内において、対象事業を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、あらかじめ管理者と協議するとともに、関係地域の住民に対し、当該対象事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置を採らなければならない。

2 管理者は、事業者が前項の規定による協議をせず、又は同項の措置を採らず、若しくは採る見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて当該協議をし、又は当該措置を採るよう勧告するものとする。

3 管理者は、第1項の規定による協議の申出があつた場合において必要と認めるときは、第10条の規定に基づく菊池市水源中央簡易水道水源保護審議会の意見を聴き、規制対象事業場と認定したときは、事業者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

(一時停止命令)

第9条 管理者は、事業者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて対象事業の実施の一時停止を命ずることができる。

(審議会の設置)

第10条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、菊池市水源中央簡易水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、本市水源中央簡易水道に係る水源の保護に関する重要な事項について、調査審議する。

(組織)

第11条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関団体等の代表者
- (4) その他管理者が必要と認めた者

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第13条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第14条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、水道局において処理する。

5 第10条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職等の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第15号)に定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当するものは、6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反した者

(2) 第9条の規定による命令に違反した者

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

対象事業

(1) 産業廃棄物処理業

(2) 砂利採取業、採石業

(3) その他水質汚濁を招くおそれのある事業